

墓地コンセッション（運営権売却）特区
～死後も安心できる社会に～

（株）特区ビジネスコンサルティング

■提案の内容

墓地所有権を自治体に残したまま、運営を特別目的会社として設立される民間事業者が行うコンセッション方式を認めることにより、共同埋蔵など社会情勢や様々なニーズにより柔軟に対応する。

■実施予定地域

全国

■実現による経済社会的効果

- ① 次のような人々のニーズに対応できる。
 - （ア）少子化、核家族化、非婚化、価値観の多様化により、急増している墓守がいない人
 - （イ）故郷を離れ、お墓を管理できない都市住民（管理代行や墓じまいなど）
 - （ウ）キリスト教など宗教上土葬しか認められない外国出身者
- ② 宗旨・宗派の制限なく、お墓を選択できるメリットがある。
- ③ 民間のノウハウを活かした新たなサービスが期待できる。

■規制特例の必要性

厚労省「墓地経営・管理の指針等について」における「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。」において、コンセッション方式を認める。